

第4章 施策の展開

1. 基本目標ごとの施策の展開
2. 施策及び計画の進捗管理

1. 基本目標ごとの施策の展開

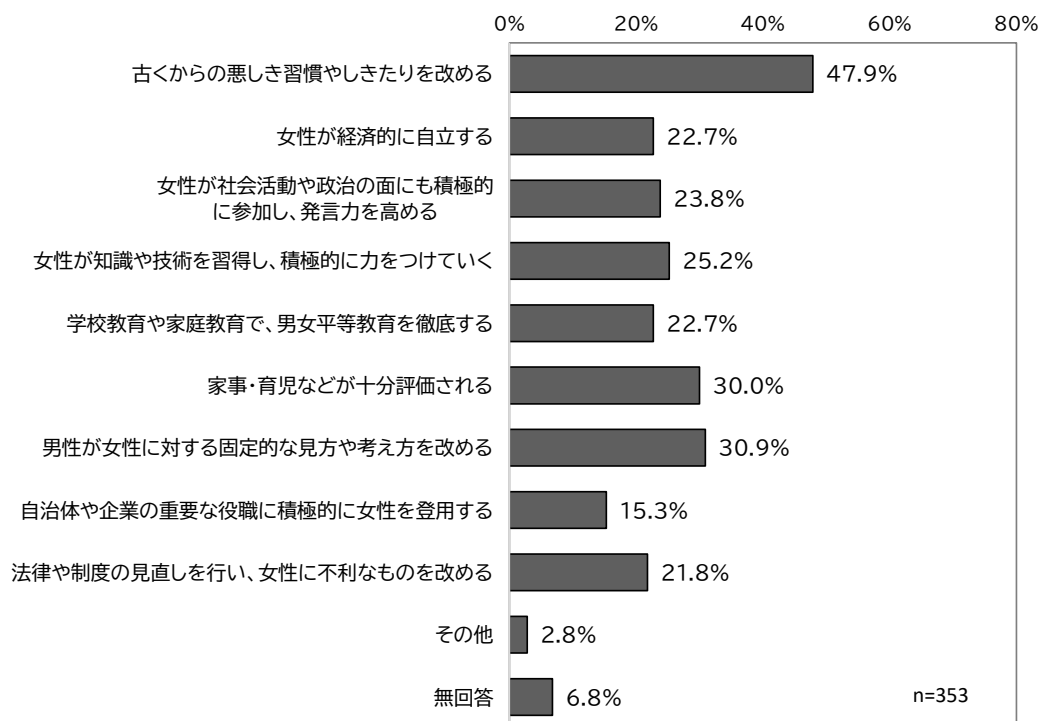
(1) 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

日本国憲法に「個人の尊重」と「男女平等」の理念がうたわれ、「男女共同参画社会基本法」が制定されるなど、法律や制度の面での男女平等は大きく前進しているものの、人々の意識の中には「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が深く根付いており、その意識が影響した社会制度や慣行は依然として存在しています。

市民意識調査の結果をみると、男女平等を進めるために必要だと思うこととして、「古くからの悪しき習慣やしきたりを改める」が約5割、「男性が女性に対する固定的な見方や考え方を改める」と「家事・育児などが十分評価される」が約3割となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、長い歴史の中で培われた性別による固定的な役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、意識を高めていくことが大切です。

【男女平等を進めるために必要だと思うこと】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

■指標

No.	指標	現状値 (R5-6年度)	目標値 (令和16年度)
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	50.7%	100%
2	「社会全般で男女の地位は平等である」と感じている人の割合	11.6%	100%
3	男女共同参画に関する市民講座等の開催回数	年2回	年3回
4	市職員研修の開催回数	年3回	年4回
5	SNSを活用した男女共同参画意識の普及・啓発活動	年2回	年12回
6	採用試験(全体)からの採用者に占める女性の割合	26.7%	40%

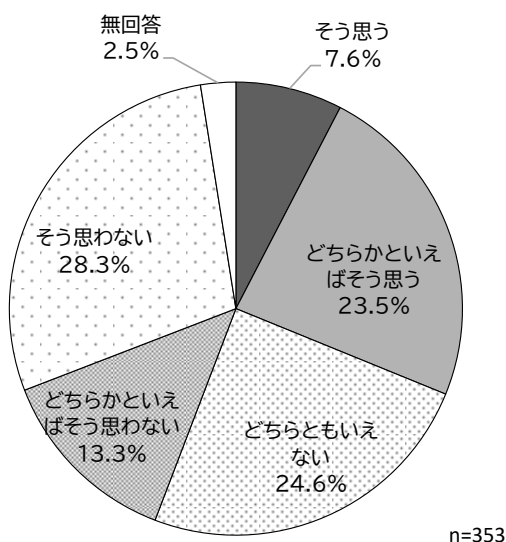
※No.4と5は、令和6年度の現状値

市民意識調査の結果をみると、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について、否定派（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）が約4割となっていますが、肯定派（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）は約3割となっています。

また、男女間での待遇の差について、「社会通念、風潮、しきたり」「政治や行政の場」「社会全般」において、「男性が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した方が足し合わせて約6割となっています。

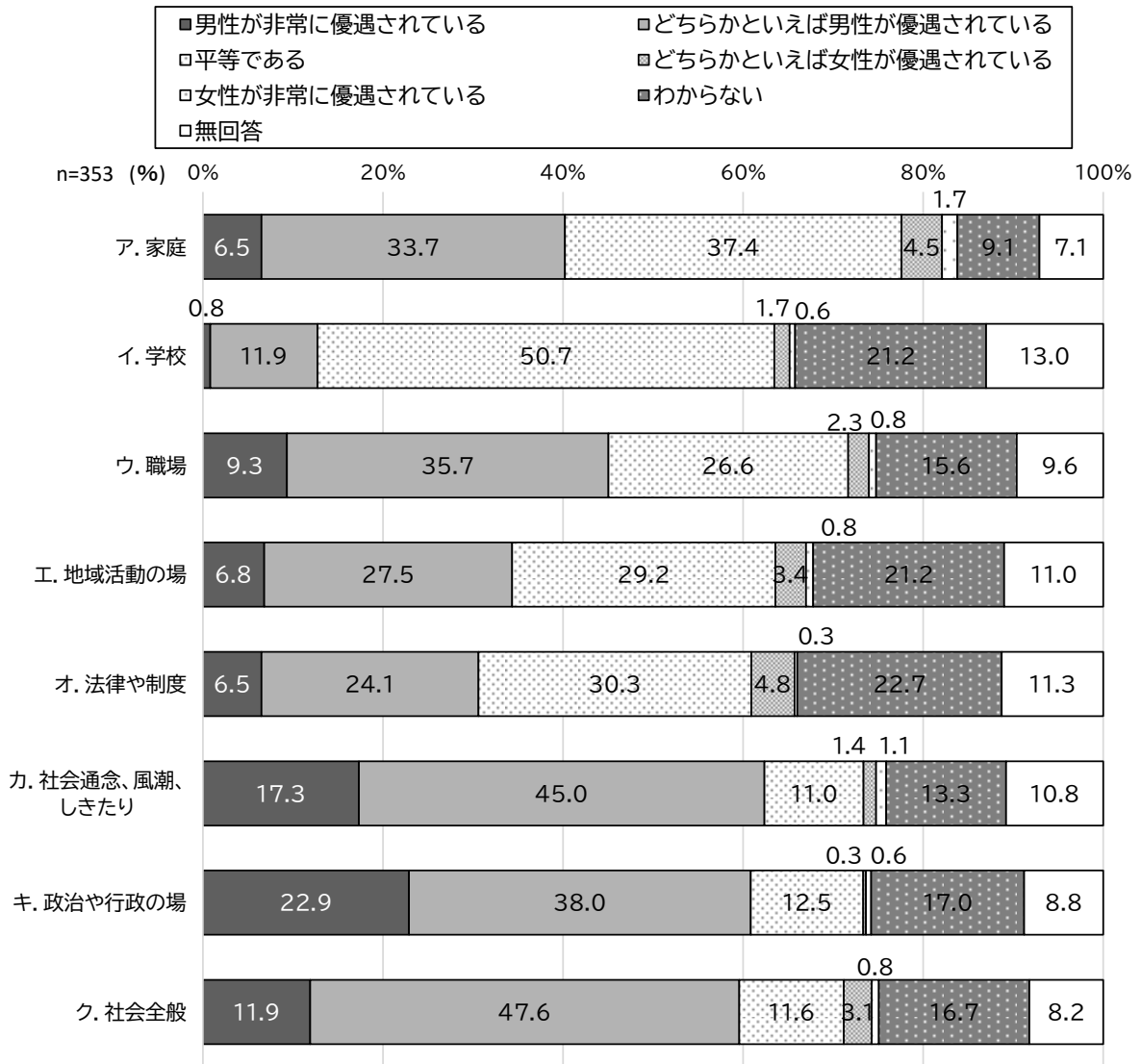
市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担にとらわれることなく、あらゆる場面において男女平等の視点を持つことができるよう、効果的な広報・啓発活動、学習機会の充実に取り組みます。また、メディアが社会に与える影響は極めて大きいという点から、男女共同参画の視点に配慮した情報発信に努めるとともに、情報の受け手側のメディア・リテラシー（情報を正確に読み取る能力）向上に取り組めます。

【「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【男女間での待遇の差について】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

■基本施策

①男女共同参画意識の普及・啓発

No.	具体的施策	担当課
1	■男女共同参画に対する意識の向上 男女共同参画社会の重要性について、広報紙、ホームページ、ポスター等に限らず SNS も活用してあらゆる世代にアプローチできるよう啓発活動を行います。	人権施策課
2	■男女平等意識の浸透 社会制度上の男女平等意識の向上と社会通念や慣習における固定的性別役割分担意識の解消を図るため、あらゆる機会を通して、市民に対して広報紙と SNS 等を効果的に活用しながら啓発を進めます。	人権施策課
3	■男女共同参画に関する啓発資料の作成 男女共同参画に関する啓発資料を作成し、HP や SNS で発信するとともに市役所の窓口等で市民に配布します。	人権施策課
4	■男女共同参画の視点に立った学習機会の提供 市が開催する講座や講演会等に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、学習機会の周知に努め、多くの市民の参加を促進します。	生涯学習課
5	■関連法令の周知 「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法※」、「ストーカー規制法」「女性活躍推進法」等、男女共同参画にかかわる法律の動向について、市民や企業、団体等への情報提供を行います。	農林商工課 人権施策課
6	■男女共同参画に関する取組事例の紹介 男女共同参画に関する情報収集を行うとともに、国や県の取組や他市町村の先進事例等の情報を広く市民に発信します。	人権施策課

②男女共同参画に関する社会教育の推進

No.	具体的施策	担当課
7	■男女共同参画意識向上に向けた学習機会の提供 男女共同参画の意識づくりや固定的性別役割分担意識の解消に向けた各種講座、イベント等の実施に努めるとともに、より効果的な啓発活動となるよう内容の充実を図ります。	人権施策課 生涯学習課
8	■男女双方の課題に対応した学習機会の提供 男女双方の意識改革を進めるため、女性向けのエンパワーメント※講座、男性向けの男女共同参画講座等、性別で異なる課題に対応した学習機会の提供に努めます。	人権施策課 生涯学習課
9	■男女共同参画の視点を活かした地区別学習会の開催 地区別学習会において、男女共同参画の視点から多様なテーマの選定に努めます。	人権施策課
10	■学習機会に関する情報の提供 市の広報やホームページ等を活用し、男女共同参画に関する学習機会の情報を広く市民に発信します。	人権施策課 生涯学習課
11	■幅広い年代の参加促進 幅広い年齢層が講座や学習会を利用できるよう、テーマや開催日時に配慮するとともに、託児や手話通訳等の多様なニーズへの対応を検討します。	人権施策課 生涯学習課

③メディアにおける人権の尊重の推進

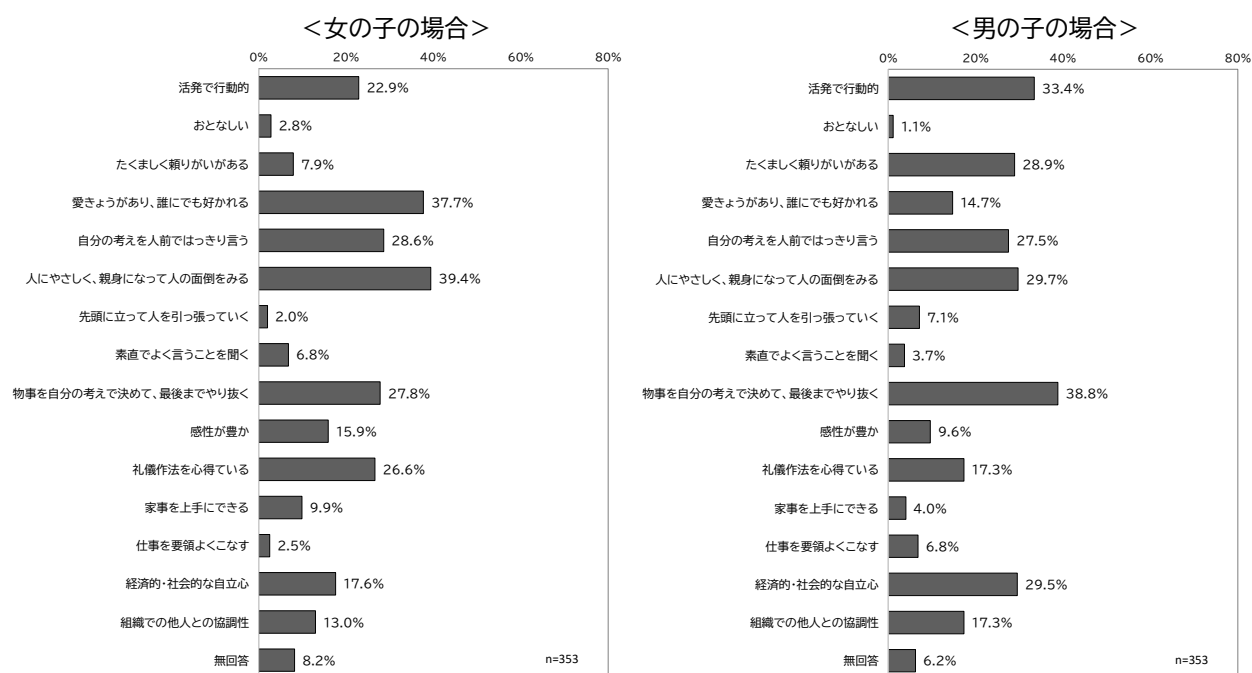
No.	具体的施策	担当課
12	■男女共同参画の視点に配慮した情報発信 男女共同参画の視点を持った情報発信ができるよう、国や県のガイドブック等を市職員に配布し、職員の意識向上を図ります。	人権施策課
13	■市の広報等における表現等の見直し 男女共同参画の視点から、国や県の表現ガイドラインを活用し、市の広報紙やホームページ等の内容・表現を点検し、問題ある表現の撤廃を行います。	人権施策課
14	■メディア・リテラシーの向上 メディア・リテラシーをテーマとした講演会等を開催するなど、メディア・リテラシーを身につけるための学習機会の充実を図ります。	人権施策課 学校教育課

基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

市民意識調査の結果をみると、子どもがどのように育ってほしいと思うかについて、女の子では、上位3項目が「人にやさしく、親身になって人の面倒をみる」「愛きょうや面倒見の良さ、礼儀作法」「自分の考えを人前ではっきり言う」となっています。男の子では、上位3項目が「物事を自分の考えで決めて、最後までやり抜く」「活発で行動的」「人にやさしく、親身になって人の面倒をみる」となっており、子どもの性別によって期待される内容に違いがみられます。

次代を担う子どもたちが、小さい頃から男女共同参画を理解し、性別にとらわれず、社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮することができるよう、子どもへの男女平等教育を推進するとともに、教職員や保護者の男女平等意識を高めるための取り組みを進めます。

【子どもがどのように育ってほしいと思うか】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

■基本施策

①学校における男女平等教育の推進

No.	具体的施策	担当課
15	■学校における男女平等教育の推進 児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	学校教育課
16	■キャリア教育の推進 児童・生徒が豊かな職業観を育み、社会人として将来自立することができるよう、児童・生徒の年齢に応じたキャリア教育を推進します。	学校教育課
17	■学校教育における固定的性別役割分担意識の見直し 学校での男女平等教育の内容や方法、男女の異なる評価基準、隠れたカリキュラム、必要以上に男女を分ける慣行を見直し、男女平等教育のさらなる充実を図ります。	学校教育課
18	■教職員への意識啓発 教職員研修、管理職員研修等の機会を通じ、男女共同参画意識の啓発を行うとともに、男女共同参画の視点から学習指導内容の見直しを進めます。	学校教育課

No.	具体的施策	担当課
19	■教職員の指導力の向上 固定的性別役割分担意識にとらわれない教育・指導が行えるよう、教職員研修、管理職員研修を実施します。	学校教育課
20	■学校運営における男女平等の推進 教職員の男女比のアンバランス、教科による偏り、校務分担を見直し、学校運営における男女平等を推進します。	学校教育課
21	■女性管理職の登用促進 校長(園長)、教頭、指導主事等、女性の管理職登用を促進し、男女双方の視点を取り入れた学校運営を行います。	人事課 学校教育課
22	■保護者への意識啓発 家庭における男女平等教育を推進するため、学校の懇談会等を活用して啓発資料を配布するなど、保護者に対する意識啓発に努めます。	学校教育課
23	■男女共同参画の視点に立ったPTA活動の推進 男女共同参画の視点に立ったPTA活動が行えるよう、男性の参加、女性の会長職就任などを積極的に促進します。	学校教育課 生涯学習課

②保育所、幼稚園における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	担当課
24	■男女共同参画の視点を活かした保育・教育の推進 保育所、幼稚園の教材や玩具等について、男女共同参画の視点から点検を行い、行事での役割や服装、持ち物の色についても男女の区別がないように配慮します。	子育て推進課 学校教育課
25	■男性の保育士・幼稚園教諭の採用の促進 保育所、幼稚園において、男女双方の視点が活かされるよう、男性保育士、男性幼稚園教諭の雇用に配慮します。	人事課 子育て推進課
26	■保育士、幼稚園教諭の指導力の向上 固定的な性別役割分担意識にとらわれない保育や教育が行えるよう、保育士や幼稚園教諭に対する研修を進めます。	人事課 子育て推進課 学校教育課
27	■保護者への意識啓発 家庭における男女平等教育を推進するため、保育所や幼稚園の行事等を活用して啓発資料を配布するなど、保護者に対する意識啓発に努めます。	子育て推進課 学校教育課

基本方針3 男女共同参画の視点に立った行政運営の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、行政が果たすべき役割は大きく、男女共同参画のまちづくりのためには、市自らが男女共同参画のモデル職場となるよう率先して行動することが重要です。

市の全職員が男女共同参画に対する正しい知識を持ち、男女共同参画の視点を踏まえた市政が行えるよう、研修等による意識の啓発に取り組むとともに、男女共同参画に関する情報収集・発信等を積極的に行います。

■基本施策

①庁内における男女共同参画意識の浸透

No.	具体的施策	担当課
28	■職員に対する研修機会の充実 男女共同参画に関する職員研修を実施するとともに、男女共同参画の施策にかかわる職員に対する研修の充実を図ります。	人事課 人権施策課 学校教育課
29	■男女共同参画に関する各種学習会への参加促進 市の特性に応じた男女共同参画施策を展開するため、男女共同参画に関する市の各種講座や事業、国や県が実施する研修等への職員の参加を促進します。	人事課 人権施策課
30	■庁内における固定的性別役割分担意識の見直しの促進 市職員で構成する男女共同参画推進委員会が中心となり、庁内における固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行の見直しに向けた啓発を進めます。	人事課 人権施策課

②男女共同参画の視点を踏まえた施策展開の推進

No.	具体的施策	担当課
31	■適正な人事配置と評価の促進 市職員の募集や採用、人事配置、昇格・昇進などにおいて男女差が生じないよう配慮し、技術職、技能・労務職への女性の採用、保育士等への男性の採用などを図り、市政に男女双方の視点を活かします。	人事課
32	■女性の視点を活かした情報の発信 市の広報紙・ホームページ等、刊行物の作成において、女性の視点も活かし、男女双方の意見の反映に努めます。	全課
33	■男女共同参画の視点を踏まえた施策の推進 職員研修に男女共同参画をテーマとした内容を盛り込むとともに、男女共同参画の視点を踏まえた施策立案能力向上のための研修を行います。	人事課 人権施策課
34	■男女共同参画に関する先進事例を活かした施策の展開 男女共同参画に関する国や県の取組や他市町村の取組事例の情報を収集し、市の特性に応じた施策の展開に活かします。	人権施策課
35	■男女共同参画に関する調査・研究の実施 市民意識調査の実施等、男女共同参画に関する定期的な実態把握を行い、調査結果を市政へ反映するよう努めます。	人権施策課

(2) 基本目標Ⅱ 性別に影響されず、誰もが活躍できるまちづくりの推進

近年、コロナ禍を契機とした多様な働き方の推進やライフスタイルの変化、LGBTQ に関する理解促進など大きな変化を迎えています。今後は、家庭や職場だけでなく社会全般であらゆる人が性別に影響されず活躍できるような環境の整備やまちづくりの推進が求められます。

■指標

No.	指標	現状値 (R5-6年度)	目標値 (令和 16 年度)
7	市議会における女性の割合	8.3%	15%
8	市職員(一般行政職)の女性管理職の割合	23.2%	30%
9	審議会等における女性委員の割合	23.7%	30%
10	女性自治会長の割合	4.2%	10%
11	ポジティブ・アクションに関する取組を実施していない事業所の割合	31.0%	10%以下
12	職場での男女間での待遇の差について、「平等である」と感じている割合	26.6%	50%
13	事業所における性的マイノリティに対する配慮について「取り組んでいない」割合	83.9%	50%以下

※No.7～10 は、令和 6 年度の現状値

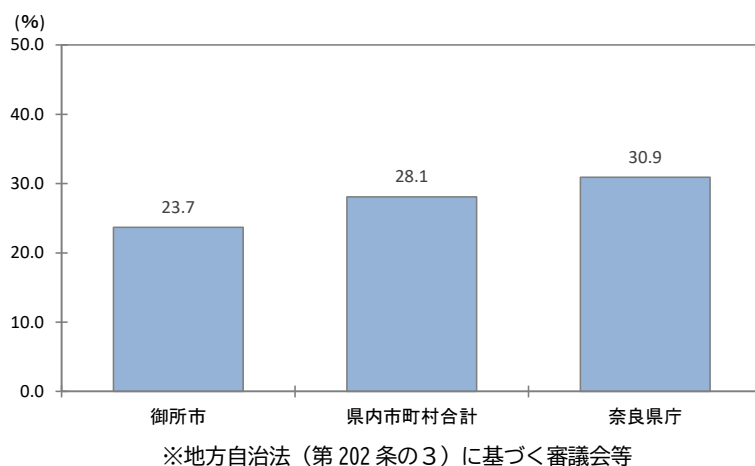
基本方針 1 市政への女性の参画の促進

国においては、社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度とする「2020 年 30%」の目標を掲げてきましたが達成できず、2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるように取組を進めています。

令和 6 年 4 月 1 日時点の御所市の審議会委員における女性委員の割合は 23.7%、一般行政職における女性管理職の割合は 23.2%と、国の目標にはまだまだ遠いのが現状です。

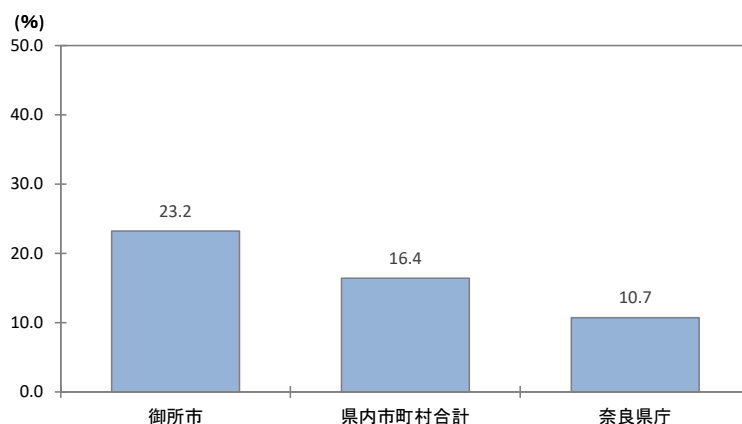
社会のあらゆる分野の政策・方針決定へ男女双方の視点が活かされるよう、女性が市政に積極的に参画できる環境整備に取り組むとともに、女性の職域拡大と人材育成に向けた取組を進めます。

【審議会等における女性委員の割合（令和 6 年 4 月 1 日時点）】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和 6 年度）」

【一般行政職における女性管理職の割合（令和6年4月1日時点）】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」
 ※奈良県の課長相当職以上と課長補佐相当職以上は、知事部局、警察本部、教育委員会事務局の数値を合算したもの

■基本施策

①市政・審議会等への女性の参画促進

No.	具体的施策	担当課
36	■女性の参画拡大に対する理解促進 責任ある立場への女性の参画に対する理解を深めるため、全職員に対して女性の参画拡大の重要性の周知を図ります。	人権施策課
37	■各種審議会・委員会への女性の参画促進 審議会・委員会等への男女の平等な登用に向け、女性委員の登用基準の見直しを図るとともに、女性委員が未参画な審議会・委員会等の解消に努めます。	関係各課
38	■公募制による委員選出 審議会・委員会などの委員の選出に公募制を導入し、女性の登用を促進します。	関係各課
39	■各種プロジェクトへの女性の参画促進 男女双方の意見が市政に活かされるよう、市の政策を研究・立案する各種プロジェクトへの女性職員の積極的登用を図ります。	人事課
40	■各種計画策定における女性の参画促進 まちづくり等に女性の意見が反映されるよう、計画の策定委員会、策定プロジェクト等への女性の参画を促進します。	関係各課

②女性の職域拡大と人材育成

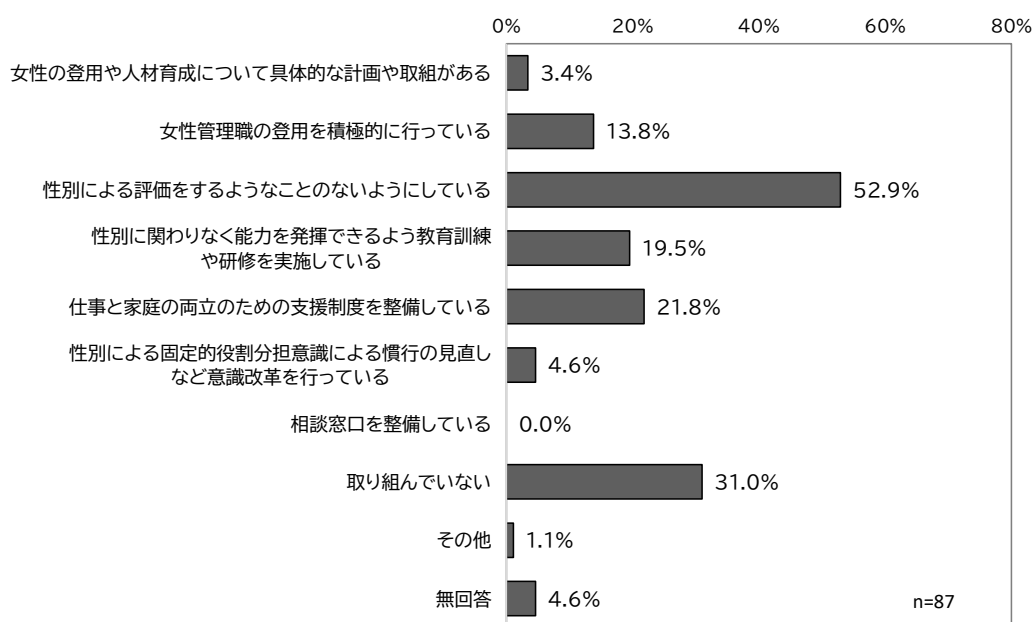
No.	具体的施策	担当課
41	■女性職員の能力の向上 女性職員の職域拡大、積極的登用に向け、県が実施する女性の能力開発、キャリア形成に関する研修会等の情報収集・提供を行います。	人事課 人権施策課
42	■女性の人材の育成 地域で活躍する女性の人材の育成に努め、各種審議会・委員会等への登用を進めます。	人権施策課 生涯学習課

基本方針2 企業におけるポジティブ・アクションの推進

「ポジティブ・アクション」（女性社員の活躍推進）に関して、事業所調査の結果をみると、「性別による評価をするようなことのないようにしている」が約5割、「取り組んでいない」が約3割、「仕事と家庭の両立のための支援制度を整備している」「性別に関わりなく能力を発揮できるよう教育訓練や研修を実施している」が約2割となっています。取り組んでいない理由として、「女性従業員が少ない、またはいない」が約4割、「女性自身が希望していない」が約3割「特に必要性を感じない」が約2割となっています。

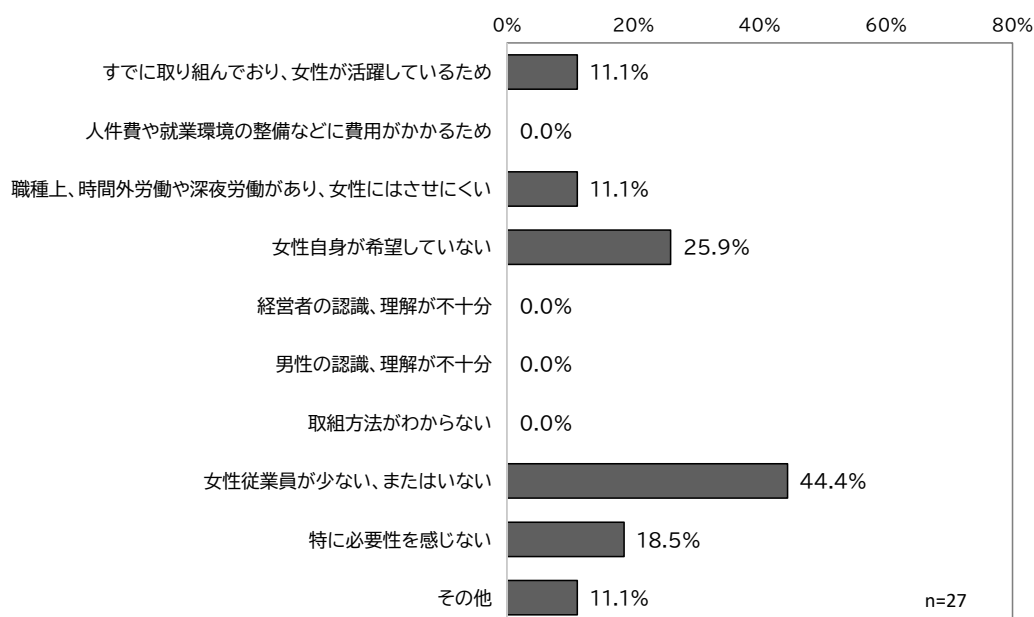
性別に影響されず、誰もが企業・団体等の方針決定の場へ参画していくことができるよう、企業に対し、女性の参画拡大への重要性の周知を図るとともに、積極的な改善措置に対する情報提供を行います。また、女性のエンパワーメントに向け、学習機会の提供や支援体制の整備に取り組みます。

【ポジティブ・アクションの取組について】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【ポジティブ・アクションを実施していない理由】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

■基本施策

①ポジティブ・アクションの推進

No.	具体的施策	担当課
43	■女性の参画拡大に対する理解促進 女性の参画拡大の重要性について啓発を行い、女性の積極的登用への働きかけを行います。	農林商工課
44	■ポジティブ・アクションに関する学習機会の提供 企業や団体等に対し、意思決定の場への女性の参画やポジティブ・アクション(積極的改善措置)※に関する研修、講座等、学習機会の提供に努めます。	人権施策課
45	■ポジティブ・アクションに関する情報提供 女性の職域拡大やポジティブ・アクションの取組事例やその効果について、企業・団体等へ情報提供を行い、女性管理職の登用と女性の職域拡大を促進します。	農林商工課

②女性の職業能力の開発

No.	具体的施策	担当課
46	■男女対等な職業観・労働観の確立 学校、企業、能力開発を行う関係機関が連携し、男女の対等な職業観、労働観を育成するための学習機会を提供するとともに、市民への情報提供に努めます。	農林商工課 人権施策課
47	■女性のエンパワーメント講座等の開催 女性のエンパワーメントの視点に立つ各種講座やシンポジウム等を開催し、女性の社会参画についての啓発を進めます。	人権施策課
48	■女性の起業への支援 起業を希望する女性に、事業・経営知識等、起業に向けた情報の提供を図ります。	農林商工課
49	■相談窓口の充実 女性の職業能力開発に向けた支援や相談窓口の設置を行い、関係機関との連携により、女性の就労支援に努めます。	人権施策課

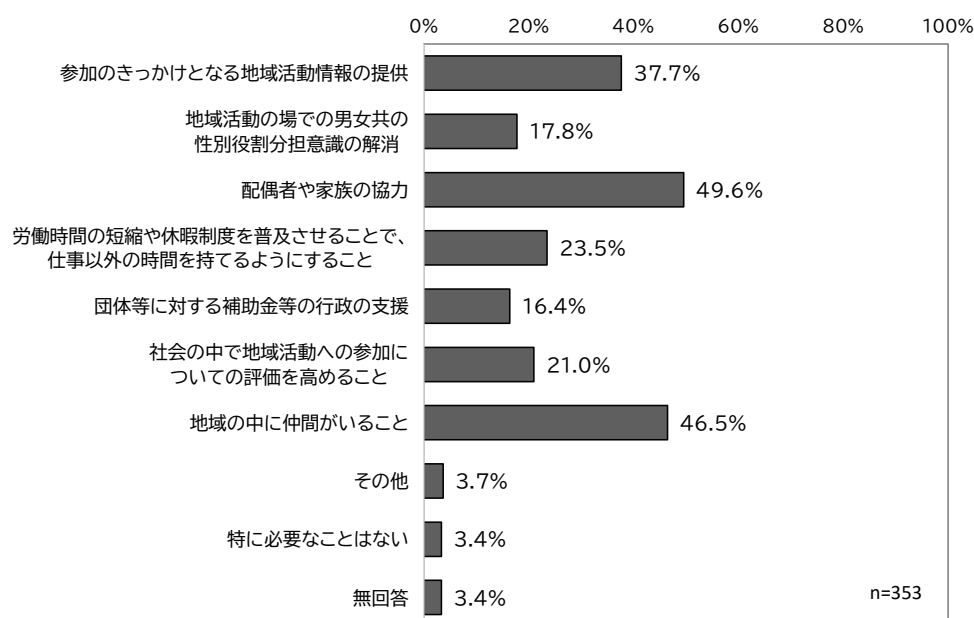
基本方針3 地域における男女共同参画の推進

市民調査の結果をみると、男性と女性がともに地域の活動や行事等に積極的に参加するために必要なこととして、「配偶者や家族の協力」と「地域の中に仲間がいること」が約5割、「参加のきっかけとなる地域活動情報の提供」が約4割となっています。

また、令和6年の御所市における女性自治会長の割合は5.0%と1割を下回っており、地域における男女共同参画はまだ進んでいないのが現状です。男女がともに地域づくりを担うことができるよう、地域の方針決定の場への女性の積極的登用と人材育成に向けた取組や地域における男女共同参画の環境整備を進めます

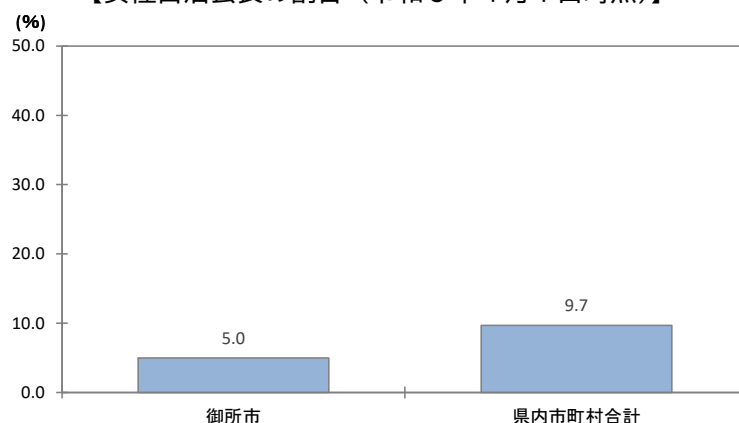
防災・災害復興対策における性別に配慮した対応については、「必要である」が約6割、「どちらかといえば必要である」が約3割となっています。必要な取組として、「避難所の設備（男女別のトイレや更衣室、物干し場など）を整えること」が約9割、「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦へのサポート体制）を整えること」が約7割、「避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」の割合が約4割となっています。近年、自然災害等の危機事象が多発していることから重要性が高まっている防災の分野において、性別に配慮した対応が図られるように取り組んでいきます。

【男性と女性がともに地域の活動や行事等に積極的に参加するために必要なこと】



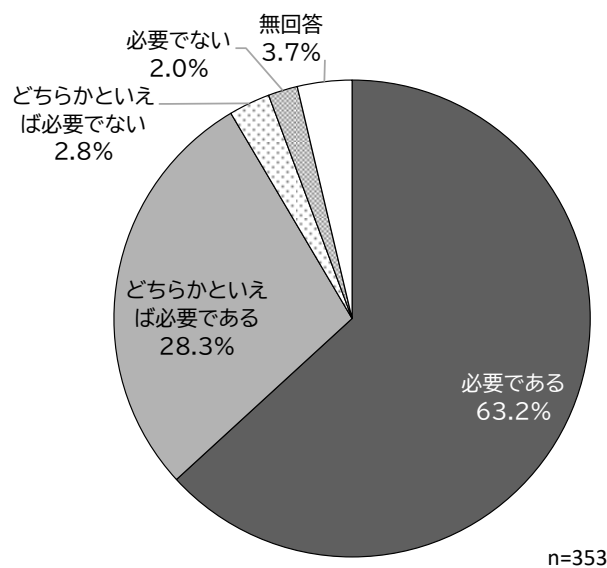
資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【女性自治会長の割合（令和6年4月1日時点）】



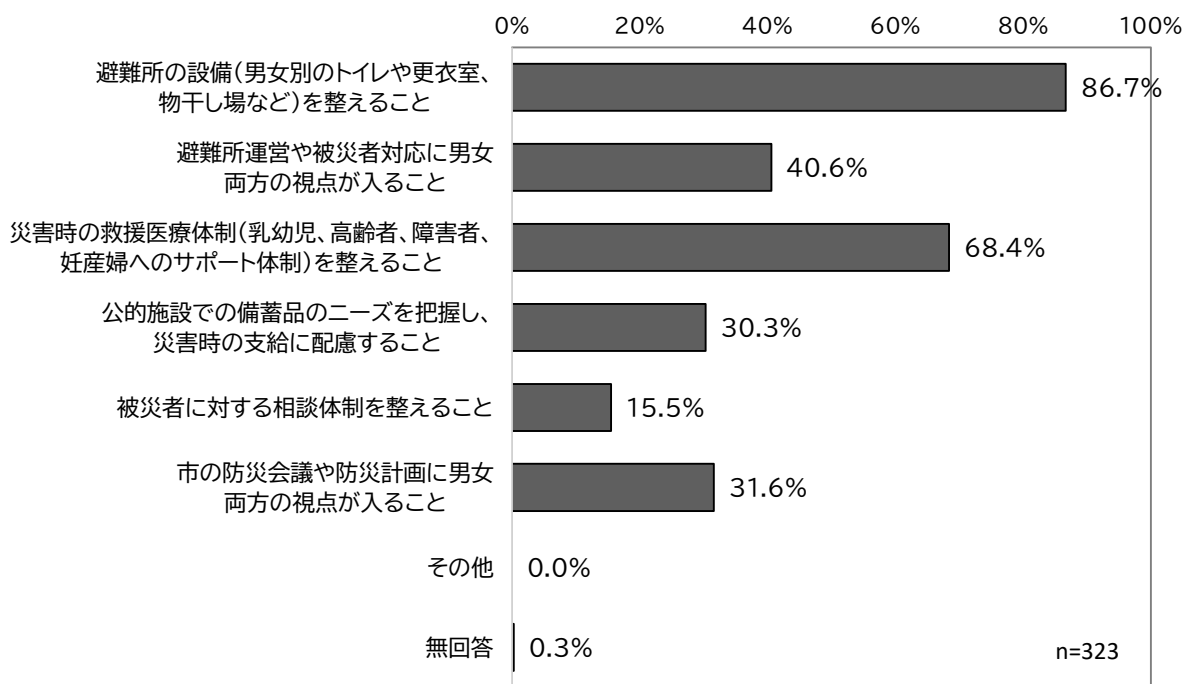
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」

【防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応について】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【防災・災害復興対策において、必要だと思う性別に配慮した対応】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

■基本施策

①政策・方針決定過程への女性の参画促進

No.	具体的施策	担当課
50	■女性の参画拡大に対する理解促進 地域の意思決定の場へ女性が参画していけるよう、各種団体等の関係者に対して、男女共同参画についての研修や受講機会を提供します。	人権施策課
51	■自治会活動への女性の参画促進 自治会等からの要望等を伺いながら、自治会活動への女性の参画を進めます。	地域協働安全課
52	■地域防災への女性の参画促進 地域の防災・災害復旧体制などにおいて男女のニーズの違いに対応した被災者支援や避難所運営が行われるよう、防災会議等への女性の参画を図ります。	地域協働安全課

②女性の活躍に向けた環境整備

No.	具体的施策	担当課
53	■女性のリーダーの育成 女性のコミュニティ組織の活動を支援することで、女性の人材育成を図るとともに、地域社会で活躍できる女性リーダーの育成を行います。	人権施策課 生涯学習課
54	■研修会等への人材の派遣 あらゆる分野でリーダーとなる女性を育成するため、国や県の研修会等へ女性を派遣します。	人事課 人権施策課
55	■自主的な活動への支援 女性のエンパワメントにつながる講座の開催を通じて、男女共同参画に関する活動団体を育成し、自主的な活動の支援の充実を図ります。	人権施策課 生涯学習課
56	■団体間のネットワークの整備 女性のエンパワメントに取り組む各団体の指導者が情報・意見交換を行う場を設けるなど、団体間のネットワークづくりに取り組みます。	人権施策課 生涯学習課
57	■地域組織を対象とした女性のつながりの強化 講演会の実施や個別相談対応を実施し、地域組織等での女性の参加を進めるための支援を実施します。	関係各課

③性別に配慮した防災・災害復興対策の推進

No.	具体的施策	担当課
58	■性別に配慮した避難所の運営や設備の整備 避難所において性別に配慮したトイレや更衣室、物干し場などの設備の整備を進めます。また、避難所運営や被災者対応において、男女両方の視点を踏まえて対応の検討を進めます。	地域協働安全課
59	■性別に配慮した災害時の救援医療体制の構築 災害時に、乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦へ十分なサポートが実施できる体制の構築に向けて検討を進めます。	地域協働安全課

基本方針4 男女平等の労働環境の整備

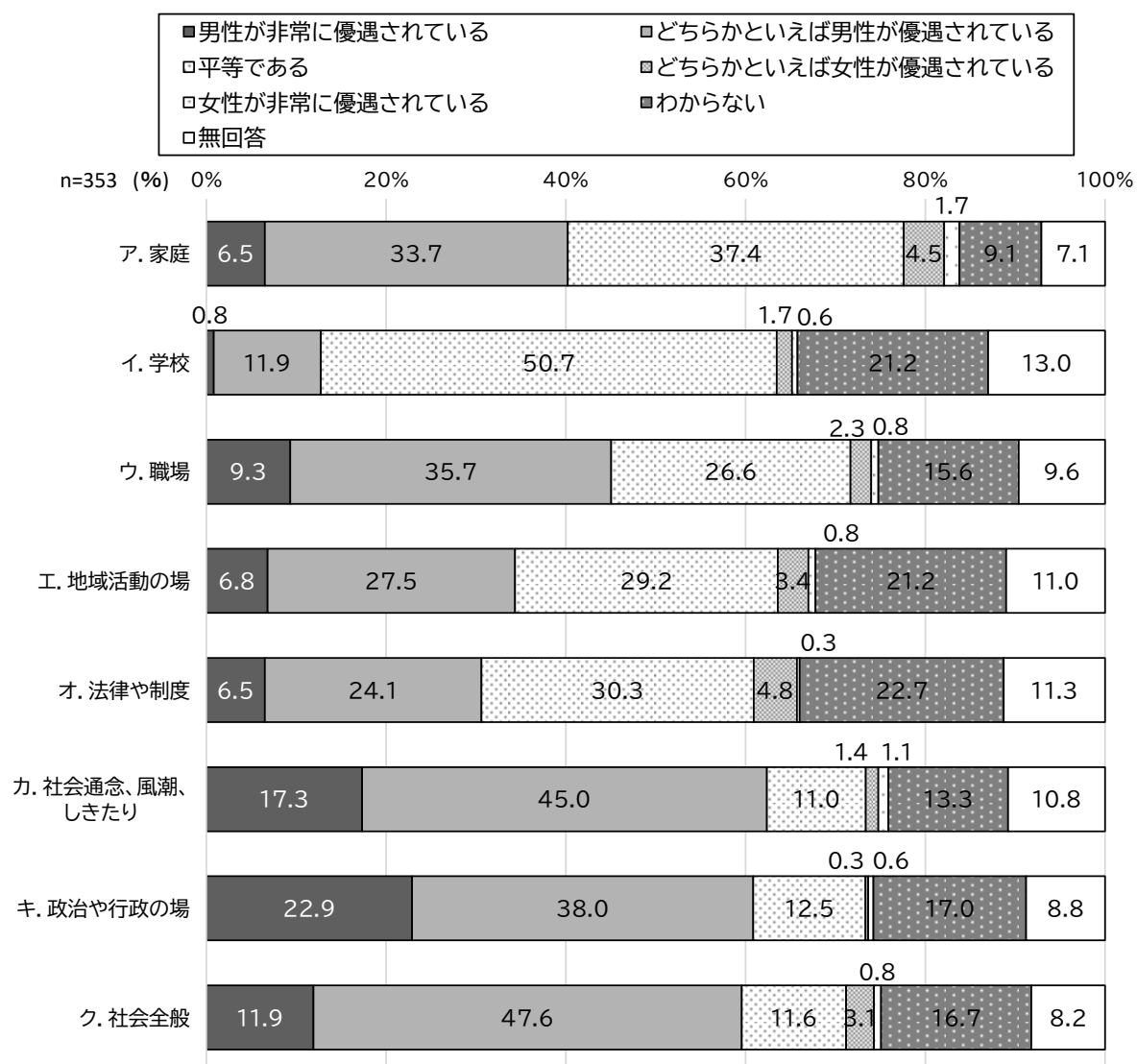
市民意識調査の結果をみると、職場での男女間での待遇の差について、「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」が足し合わせて約5割となっており、男女平等の労働環境とはなっていません。

また、事業所調査の結果をみると、トイレについて「男女の区別がないトイレを設置」と「男性用・女性用トイレと分けて設置」が約5割となっています。性的マイノリティに対する取組については、「取り組んでいない」が約8割となっています。

雇用の場において、性別関係なく均等な機会と待遇や環境が整備されるよう、関係法令等の幅広い周知に努め、それぞれの能力に応じた適正な処遇と労働条件が確保されるよう啓発活動を進めます。

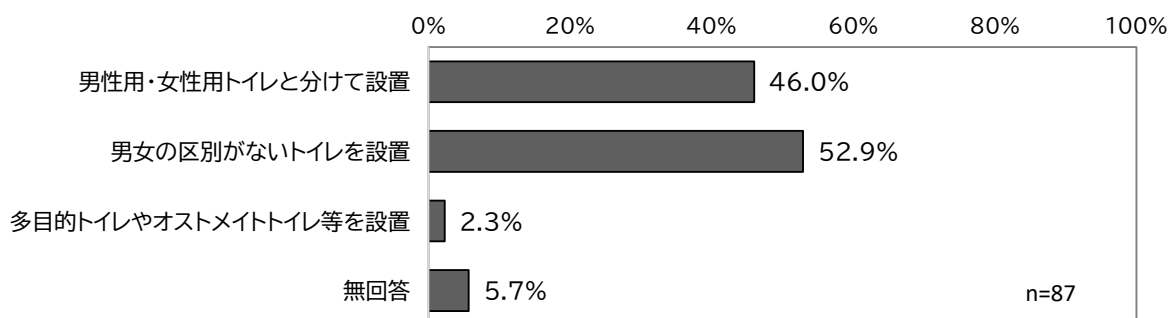
また、男女ともに個性と能力を発揮し、いきいきと働くためには、職場において健康が確保される環境を整備することが重要であることから、働く男女の健康確保に向けた取組を進めます。

【男女間での待遇の差について（再掲）】



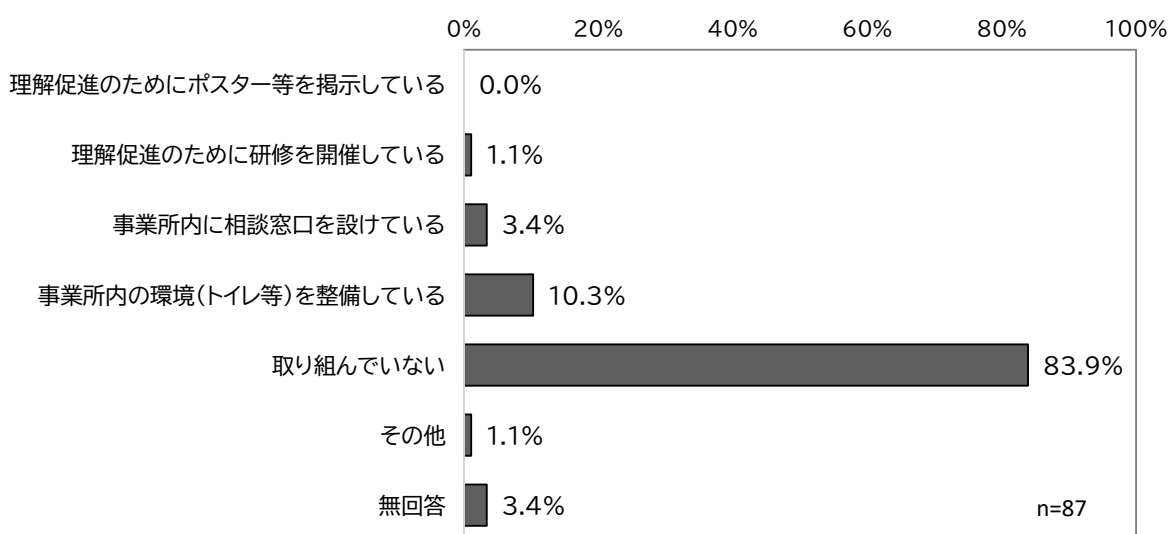
資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【事業所のトイレについて】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【事業所における性的マイノリティに対する配慮について】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

■基本施策

①男女平等な雇用機会・待遇の確保

No.	具体的施策	担当課
60	■職場における習慣・慣行の見直しの促進 企業や団体等に対し、職場における固定的性別役割分担意識に根付いた慣習・慣行の見直しについて、啓発活動を進めます。	農林商工課 人権施策課
61	■労働関係法令の周知・啓発 男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向け、労使双方に対し、「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」について周知・啓発を進めます。	農林商工課 人権施策課
62	■非正規労働者の雇用環境の整備促進 パートタイム労働者や派遣労働者等の非正規雇用者の就業条件について、正規労働者との差が生じないように、企業や団体等へ働きかけを行います。	農林商工課 人権施策課
63	■女性の雇用環境に対する調査の実施 経済状況に影響されやすい女性の就労について、実態調査を行い、問題を把握し、働く場の創出、雇用の確保等の対策を検討します。また、ハローワーク等との連携により、女性の就労支援に関する情報提供に努めます。	農林商工課 人権施策課

No.	具体的施策	担当課
64	■労働相談、情報提供に関する取組 ハローワーク等と連携をとりながら、市民からの労働相談に対応し、情報提供、職業相談等を進めます。	人権施策課

②自営業等における労働環境の整備

No.	具体的施策	担当課
65	■女性従事者の地位向上に向けた取組 農林業、商工業等の自営業者に対し、女性従事者が経営上の対等なパートナーであることへの認識を深めるための啓発に努めるとともに、女性従事者自身の意識を高め、女性従事者の意思決定への参画を促進します。	農林商工課
66	■家族経営協定に関する情報提供 農林業、商工業等の自営業者において、家族従業員の労働環境・条件の向上を図るため、家族経営協定※の締結等に関する情報提供に努めます。	農林商工課
67	■女性従事者の年金制度への加入促進 女性従事者の将来の生活保障に向け、年金制度への加入を呼びかけるとともに、年金等の問題に対応する相談窓口の整備に努めます。	農林商工課
68	■委員会への女性の登用 女性が生産や経営方針決定の場に積極的に参加し、女性の意見が方針決定に反映されるように、農林業各団体のあり方の見直しを行うとともに、長期的視点に立ち、農業委員会への女性の登用を促進します。	農林商工課
69	■女性の活躍の環境づくり 女性の農業委員が誕生することができる環境づくり、雰囲気づくりを進め、女性から農業政策の提案が生まれるよう、女性が集まる場の提供を行います。	農林商工課

③働く男女の健康の確保

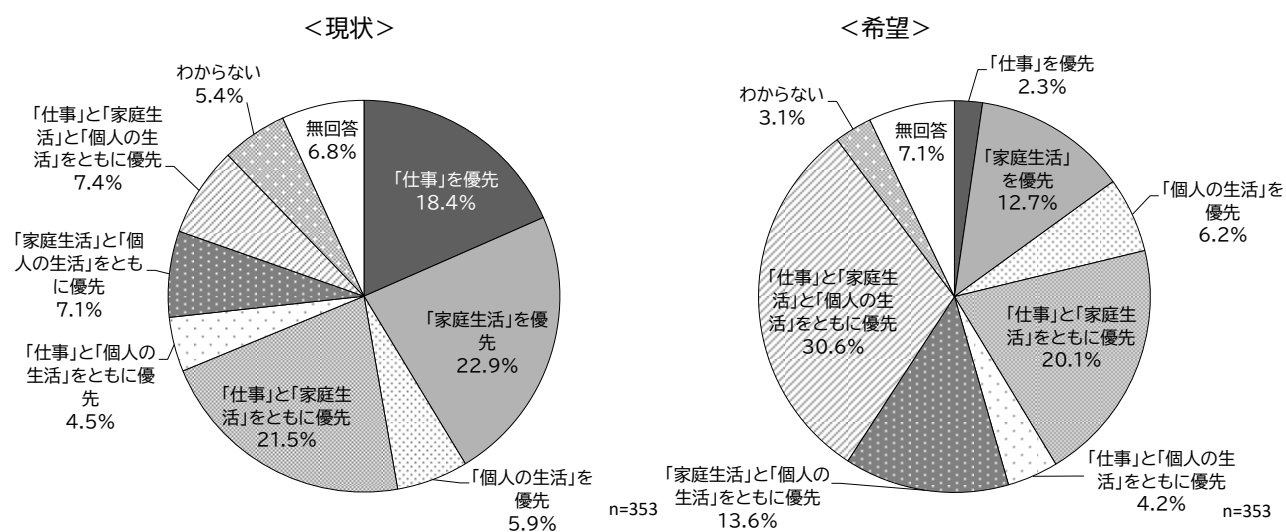
No.	具体的施策	担当課
70	■庁内における健康管理体制の充実 市内の企業において、従業員の健康管理に対する取組が進むよう、一事業所として、市役所が率先して職員の健康管理体制の充実を図ります。	人事課
71	■労働安全衛生法の周知・啓発 労働安全衛生法の周知・啓発を行うとともに、職場におけるメンタルヘルス等健康管理の重要性についても啓発を進めます。	人事課 農林商工課
72	■相談体制の整備への呼びかけ 企業や団体等に対し、従業員の心身の健康保持のため、職場での健康に関する相談窓口を設置するよう、啓発を進めます。	農林商工課

基本方針5 バランスの取れたライフスタイルの確立

ワーク・ライフ・バランスについて、現状では、『「家庭生活」を優先』と『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』と『「仕事」を優先』が約2割となっています。一方で希望としては、『「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先』が約3割、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』が約2割となっており、「仕事」と「家庭生活」に加えて、「個人の生活」も優先したいと希望する方が多い状況となっています。

働く男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現することができるよう、固定的な性別役割分担意識の払拭とともに、仕事と家庭の両立に向けた就業環境の整備、子育てや介護支援の充実、男女の地域活動への参画促進に取り組みます。

【「仕事」「家庭生活」「個人の生活」で優先すること（現状と希望）】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

■基本施策

①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

No.	具体的施策	担当課
73	■多様な働き方の普及促進 従業員が短時間勤務やフレックスタイム※勤務、在宅勤務等、自分のライフスタイルに適した働き方を選択できるよう、企業や団体等に対し、多様な働き方に関する制度の導入を働きかけます。	農林商工課
74	■再雇用制度の普及促進 家事、育児、介護に携わる女性が働き続けることができるよう、企業や団体等に対し、再雇用制度の普及促進を働きかけます。	農林商工課
75	■育児・介護休業制度の取得促進 関連機関と連携して、事業主、市民に向けて、育児・介護休業制度の情報提供を行うとともに、取得促進に向けた啓発を進めます。	農林商工課
76	■労働時間短縮の呼びかけ 働く男女が職業生活と家庭生活の調和を図ることができるように、事業主に対して労働時間短縮等の啓発を進めます。	農林商工課

②子育て・介護支援の充実

No.	具体的施策	担当課
77	■家庭における男女平等意識の普及・啓発 「子育てや介護は女性の役割」という固定的性別役割分担意識の解消に向け、市で開催する講座や講演会等の機会を活用し、市民に対する啓発を進めます。	人権施策課
78	■地域で子育てを支える気運の醸成 御所市子ども・子育て支援事業計画の取組を推進し、「地域で支える子育て」への気運を醸成するとともに、子育て支援事業の充実を図ります。	子育て推進課
79	■多様な保育サービスの充実 仕事と子育ての両立のため、通常保育をはじめ、延長保育や休日保育、学童保育、病児・病後児保育、一時預かり、子育て短期支援事業等の保育サービスの充実を図ります。	子育て推進課
80	■育児に関する情報提供と相談の充実 乳幼児健診等を通じて、育児についての情報提供を行うとともに、育児相談の充実を図ります。	健康推進課
81	■子育て支援体制の充実 子育て支援センター事業の拡大を図り、子育てに関する支援体制の充実を図ります。	子育て推進課
82	■介護保険制度の普及啓発 介護や支援が必要な人が適切な介護保険サービスを受けられるよう、介護保険制度の啓発に努めます。	介護保険課
83	■介護に関する相談体制の充実 介護に関する相談窓口の充実を図り、総合的な支援を行います。	介護保険課

③家庭における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	担当課
84	■家庭における男女共同参画意識の普及・啓発 家庭生活における男女の対等なパートナーシップを確立するため、家庭での固定的性別役割分担意識を払拭するための啓発を進めます。	人権施策課
85	■男性の家庭参加の促進 男性の家庭への積極的参加、生活的自立を促すため、男性向けの育児、介護、料理の講座等を開催します。また、その他の講座に男性が参加しやすいよう、日程や雰囲気等について工夫を行います。	人権施策課 生涯学習課 健康推進課
86	■男性の家庭参加に対する意識改革 子育てや看護、介護等の家事に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすための啓発を進めます。	人権施策課

④地域活動への男女の対等な参画の促進

No.	具体的施策	担当課
87	■地域活動における男女共同参画意識の普及・啓発 性別、年代にかかわらず地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となるよう、地域活動における固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を進めます。	人権施策課
88	■あらゆる年代の地域活動への参加促進 あらゆる年代の男女が、市の広報やホームページ、市が開催する講座、イベント、又は地域活動等へ平等と主体性をもって参加することができるよう、地域活動の内容等を広く市民に周知するとともに、組織づくりのきっかけとして、一般市民へ研修会への参加を呼びかけます。	人権施策課

(3) 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

人権の尊重は、男女共同参画社会を実現する上での基本的理念です。男女共同参画のまちづくりのためには、男女がお互いの性を十分に理解し、尊重し合い、性別にかかわらず、誰もが社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、自分らしくいきいきと、安心して暮らせる環境づくりが不可欠です。

しかし、市民意識調査の結果をみると、風潮やしきたり、社会全般での男女間での待遇の差について、「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」が足し合わせて約6割となっており、男女平等の社会との認識は低くなっています。

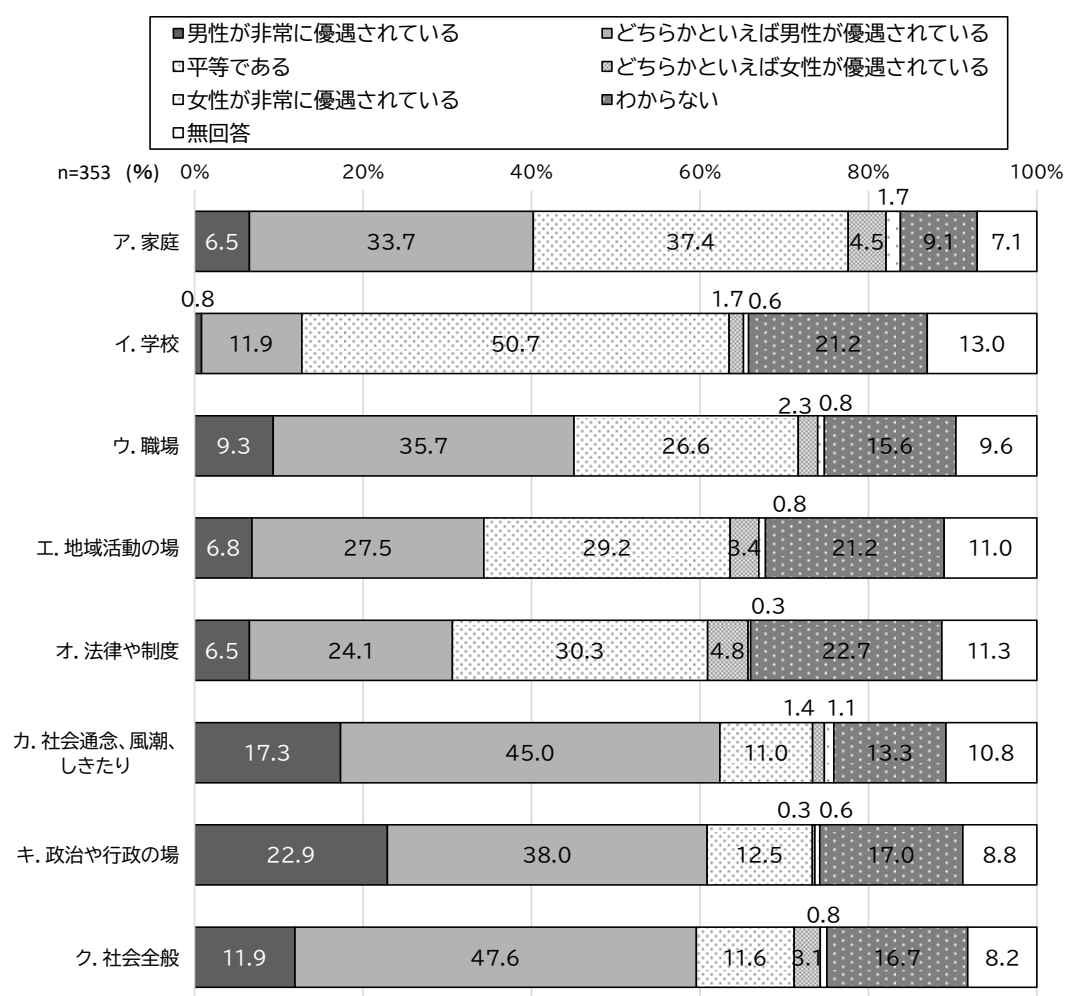
また、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、児童虐待などの問題が存在しており、DVやセクシュアル・ハラスメントの被害者はほとんどの場合が女性であるのが現状です。

女性は妊娠や出産をする可能性があるため、子どもを生み育てるために男性とは異なる身体上の特徴があり、男性においては、仕事中心の生活から、過度のストレスやうつ病などの問題が深刻化するなど、生涯にわたる男女の心身の健康づくりは、あらゆる人が充実した生活を送るために重要な課題となっています。

そのほかに、ひとり親や高齢者、障がいのある人、外国人などはさまざまな要因から複合的に困難な状況に置かれる場合があり、日々の生活に不安を抱えやすくなっています。

男女が互いの性に対する理解を深め、地域で暮らすすべての人が安心して暮らすことができるよう、男女がともに健康でジェンダーハラスメントなど性に関するあらゆるハラスメントがない社会づくりとともに、生活上の困難を抱える人の自立と社会参加へ向けた環境づくりが重要です。

【男女間での待遇の差について（再掲）】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

■指標

No.	指標	現状値 (R5年度)	目標値 (令和 16 年度)
14	配偶者や恋人からの身体的・精神的な暴力は女性の人権を侵害していると感じている人の割合	17.6%	0%
15	DV を受けた経験がある人の割合	6.5%	0%
16	社会全般での男女間での待遇の差について、「平等である」と感じている人の割合	11.6%	100%
17	事業所でのハラスメント防止対策について「特に対策を講じていない」割合	46.0%	10%以下

基本方針1 ハラスメントを許さない社会づくり

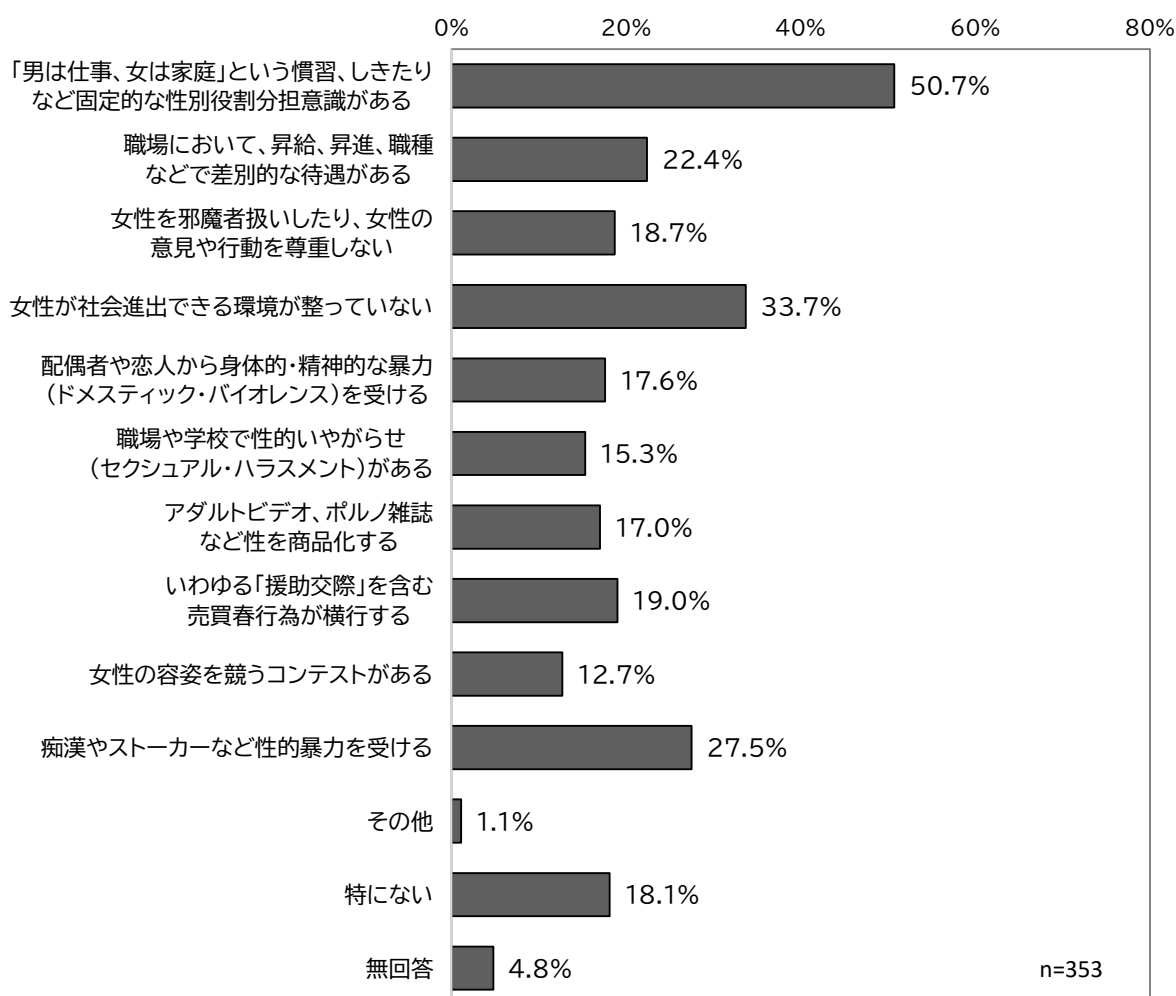
市民意識調査の結果をみると、「女性の人権が大切にされていないと思うこと」について、ハラスメントに関することとして、「痴漢やストーカーなどの性的暴力を受ける」が約3割、「配偶者や恋人から身体的・精神的な暴力（ドメスティック・バイオレンス）を受ける」と「職場や学校で性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）がある」が約2割となっています。

また、「性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）について、経験したものや見聞きしたもの」について、職場・学校・地域・家庭で比較してみると、職場で経験したものや見聞きしたものが多くなっています。

事業所調査の結果をみると、ハラスメント(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等ハラスメント)防止対策に向けての取組について、「特に対策を講じていない」が約5割、「倫理規定などを就業規則に定めている」が約3割となっています。家庭や学校や職場だけでなく、社会全体としてハラスメントを許さないような意識の醸成や対策が必要となっています。

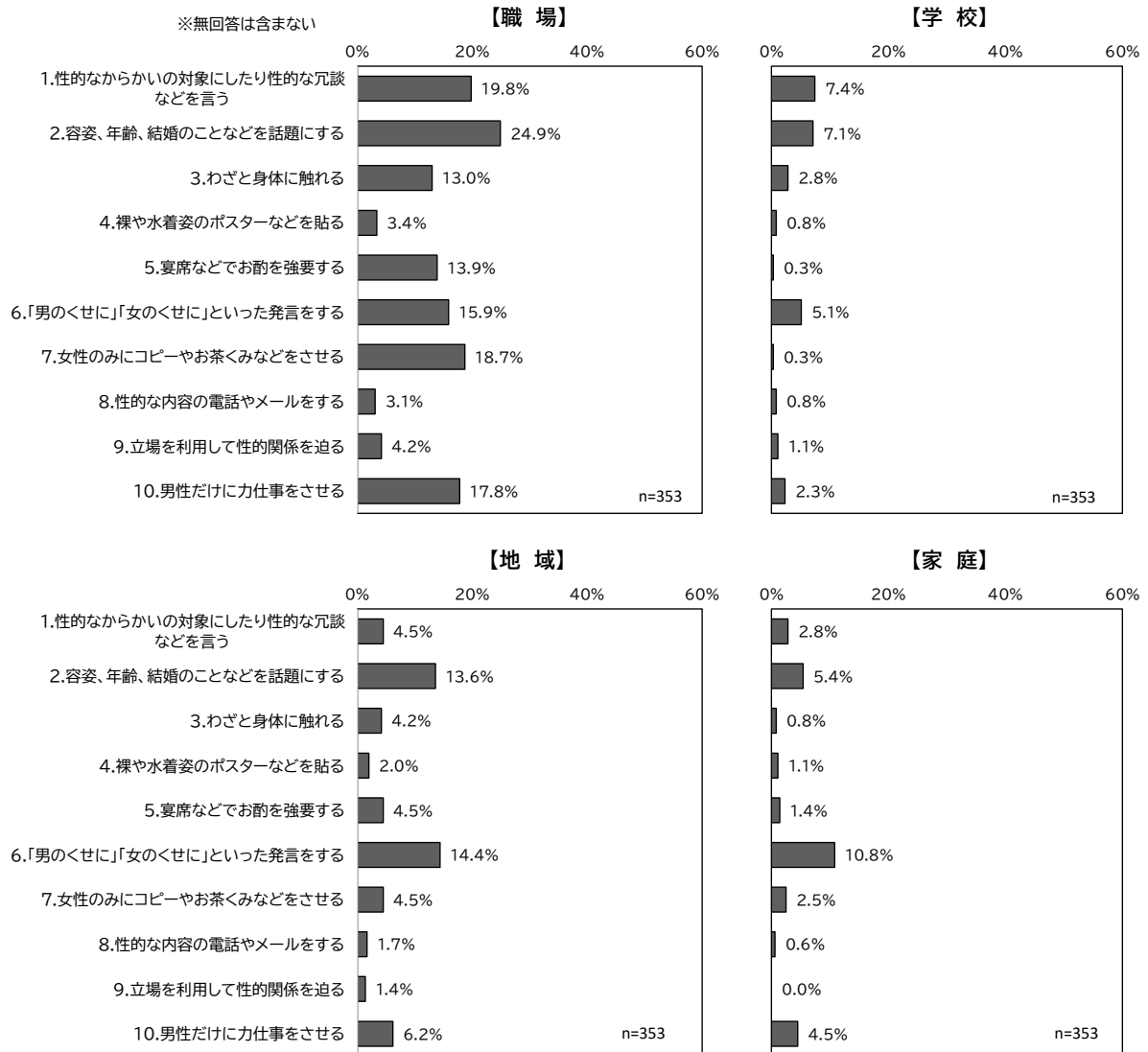
DVやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現するために克服すべき重要な課題です。すべての人が個人として尊重される社会の実現に向けて、暴力やジェンダーハラスメントは人権侵害であるという認識を広め、あらゆるハラスメントを許さない気運の醸成を図るとともに、被害の実態把握や相談体制の充実に取り組みます。

【女性の人権が大切にされていないと思うこと】



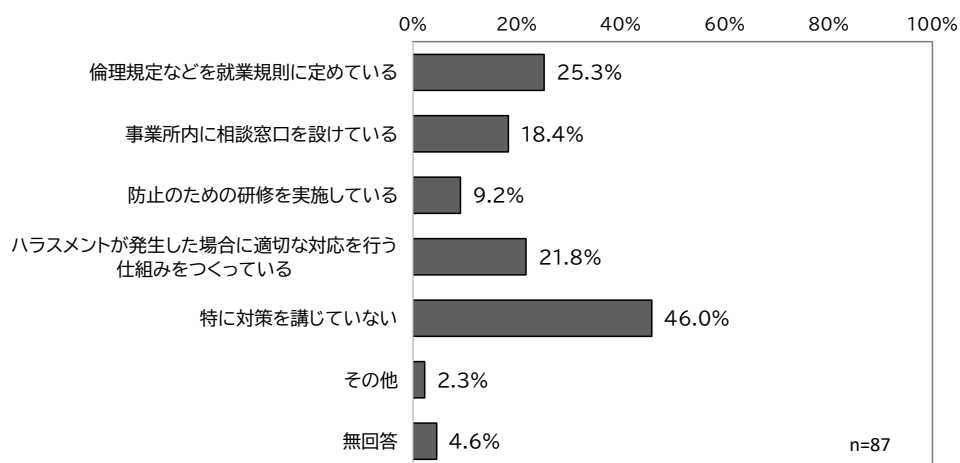
資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）について、経験したものや見聞きしたもの】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【事業所でのハラスメント防止対策の取組について】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

■基本施策

①ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進

No.	具体的施策	担当課
89	■あらゆる媒体を活用した啓発活動の促進 市の広報紙やホームページ、県の各種リーフレット等を通じDVの未然防止に向けた啓発を行います。	人権施策課
90	■DVの実態把握に向けた調査の実施 DV等の暴力についての実態把握をするためにインターネットや奈良県やNPO等が主催する研修会への参加、又は関係各課への実態調査を実施するとともに、現状の課題に対応できるよう、職員のスキルアップを目指します。	人権施策課
91	■若年層への啓発 学校における人権教育を活用し、DVやデートDV※に対する正しい知識の普及に努めます。	人権施策課 学校教育課
92	■相談窓口の周知と関係機関との連携強化 市の広報紙やホームページ、リーフレット等を活用し、相談窓口の周知に努めるとともに、相談の内容に応じて適切な部署及び民間団体等と連携につなぐことができるよう取り組みます。	市民課 人権施策課 福祉課 子育て推進課

②ジェンダーハラスメント対策の推進

No.	具体的施策	担当課
93	■ハラスメントに対する問題意識の醸成 市民や地域に対し、性に関するハラスメント防止に関する啓発を行い、ハラスメントに対する意識の向上を図ります。	人権施策課
94	■庁内におけるハラスメント防止に向けた啓発 庁内の性に関するハラスメント防止のために、職員の意識改革を図る広報活動や職員研修を実施するとともに、相談体制の整備に努めます。	人事課 人権施策課
95	■庁内の相談体制の整備 性に関するハラスメント防止に向けて、国のマニュアル等を参考に、相談体制の整備に取り組みます。	人事課 人権施策課
96	■学校におけるハラスメント対策の推進 学校内の性に関するハラスメント防止のために、職員研修等を実施するとともに、相談体制の整備に努めます。	学校教育課
97	■企業におけるハラスメント防止への呼びかけ セクシュアル・ハラスメントやマタニティハラスメント等の防止に向けて、「男女雇用機会均等法」等に定める事業主の措置義務等の周知徹底を図ります。	農林商工課

③児童に対する虐待・性的被害防止に向けた取組の推進

No.	具体的施策	担当課
98	■児童に対する虐待・性的被害防止に向けた啓発 チラシ、リーフレット等を活用し、「子どもの権利条約」、「児童買春・子どもポルノ禁止法」、「児童虐待防止法」等の周知に努め、幼児・児童の虐待や性的被害の防止に向けて啓発を進めます。	人権施策課 子育て推進課 学校教育課
99	■児童に対する虐待・性的被害対策の推進 校園長会等で、幼・少女の虐待や性的被害の未然防止、早期発見、早期対応に向けた対策を検討します。	学校教育課
100	■関係機関との連携による虐待の早期発見 市の健診、予防接種等における虐待の早期発見に努め、臨床心理士の配置等、相談・指導業務の強化を図るとともに、健診未受診者の早期把握のために、関係機関との連携を強化します。	健康推進課 子育て推進課 学校教育課 福祉課
101	■虐待の通告方法の周知 児童虐待について、幼稚園や保育所との情報の共有化に努めるとともに、市民に対し通告方法の周知を図ります。	子育て推進課 学校教育課
102	■虐待を受けた子どもへの支援の充実 こども家庭センターを中心に関係機関との連携を強化し、虐待を受けた児童に対する支援の充実を図るとともに、多様化している問題に対応できるよう、職員の専門性の向上に努めます。	健康推進課 子育て推進課 学校教育課

基本方針2 生涯を通じた男女の健康の確保

市民一人ひとりが、男女の身体的特徴について正しく理解し、生涯を通して健康を維持・増進できるよう、発達段階に応じた性教育を推進するとともに、健康に関する情報提供、健康診断、健康相談等の機会の充実に取り組みます。

■基本施策

①性と生殖に関する健康についての理解促進

No.	具体的施策	担当課
103	■生命尊重や正しい性への理解促進 学校において、児童・生徒の発達段階に応じた性(生)教育を行い、生命の尊さや互いの性を尊重する意識や性についての正しい認識の普及を図ります。また、性教育を充実し、性と生殖に関する正しい知識の普及を図ります。	学校教育課
104	■リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利) [※] の意識の浸透を図るため、市民に対し、性に関する学習機会を提供します。	人権施策課
105	■児童・生徒に対する性教育の推進 児童・生徒に正しい教育を行えるよう、教職員に対する性教育研修の積極的参加を促進し、研修の機会の確保に努めます。	学校教育課
106	■感染症に対する正しい知識の普及 学校の授業において、エイズや性感染症に関する基本的な知識の普及を図るとともに、生の教育として位置づけ、積極的な指導に努めます。	学校教育課
107	■多様な性のあり方への理解促進 多様な性の在り方を認める社会づくりに向け、市の広報紙やホームページ、リーフレット等を活用し、セクシュアル・マイノリティ(性的少数派) [※] に対する理解を深めるための啓発活動に努めます。	人権施策課

②ライフステージに応じた男女の健康づくり

No.	具体的施策	担当課
108	■不妊治療に関する情報提供 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する各種支援制度の情報提供に努めるとともに、専門相談窓口を紹介します。	健康推進課
109	■妊婦健診と保健指導の実施 妊娠・出産期を安心・安全に過ごせるよう、各種健診や保健指導等、相談・指導体制の充実に進めます。	健康推進課
110	■がん検診・特定健診の実施 男女がともにライフステージに応じた健康管理を行えるよう、各種がん検診や特定健診を実施するとともに、受診率向上に向け、検診の啓発を行います。	健康推進課 保険課
111	■レディースセット検診の実施 子育て中の女性が検診を受けやすいよう、市が実施する検診等において、保育つきの検診を実施するとともに、より多くの人が利用できるよう、実施回数や体制等を検討します。	健康推進課
112	■健康に関する情報提供 男女それぞれの特有の病気等に関する情報の提供を行うとともに、男女それぞれの立場から相談体制の充実に努めます。	健康推進課

基本方針3 さまざまな困難を抱える男女の自立と生活安定の促進

さまざまな困難を抱える人が、社会活動に積極的に参加し、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう、就業支援や経済支援、生活支援等に取り組みます。

■基本施策

①ひとり親に対する支援の充実

No.	具体的施策	担当課
113	■保育サービスの優先利用 ひとり親家庭の親が、就業状況に応じて多様な保育を利用できるよう保育サービスを充実するとともに、優先的にサービスを利用できるように配慮します。	子育て推進課
114	■支援制度等に関する情報提供 ひとり親家庭の生活上の問題を解決するため、県の支援制度等に関する情報提供を行います。	子育て推進課
115	■経済的支援の充実 児童扶養手当制度、ひとり親家庭等医療費助成制度等により、ひとり親家庭の経済支援を行います。	子育て推進課 保険課
116	■就業支援の充実 ひとり親家庭の経済的・社会的自立に向け、職業能力の向上、技能習得に関する情報提供を行います。	人権施策課
117	■ひとり親に対する相談体制の充実 母子自立支援員、父子自立支援員等を中心に、ひとり親家庭に対するさまざま相談を行い、経済的自立と生活安定に向けた支援の充実を図ります。	子育て推進課

②生活上の問題を抱える人に対する支援の充実

No.	具体的施策	担当課
118	■ノーマライゼーションの理念の普及・啓発 高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな状況にあるすべての人々が、家庭や地域で健康で安心して暮らすため、市の講座や講演会等の機会や広報等の媒体を通じて、ノーマライゼーション※の理念の普及・啓発を進めます。	人権施策課
119	■社会保障制度の普及・啓発 高齢者や障がいのある人の生活の安定を図るため、介護保険制度や年金制度等の社会保障制度について、啓発を行います。	市民課 高齢対策課 介護保険課
120	■福祉サービス等の充実 高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスや福祉サービスの充実を図るなど生活支援に取り組みます。	福祉課 高齢対策課 介護保険課
121	■就業支援の促進 各関係機関と連携し、障がいのある人への就労支援を行います。	福祉課
122	■外国人に対する学習機会の提供 市内在住の外国人が日常生活に困ることがないように、日本語や日本の文化等を学ぶための情報を提供します。	生涯学習課
123	■外国人に対する相談体制の充実 市内在住の外国人が利用しやすいよう、相談体制の充実を図ります。	人権施策課

③困難な問題を抱える女性への支援

No.	具体的施策	担当課
124	■困難な問題を抱える女性への支援と連携体制の整備 女性が抱える様々な困難な問題に対し、包括的かつ切れ目ない支援を行い、女性の福祉の増進及び支援のための施策を行います。	人権施策課 子育て推進課 福祉課
125	■相談窓口の周知や相談体制の強化 相談窓口を市の HP や広報誌、チラシ等様々な媒体を活用して幅広く周知するとともに、専任女性相談員の配置に努めます。	人権施策課 子育て推進課 福祉課

(4) 基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の確立

本計画の基本理念「自分らしく 輝いて生きるために」を実現し、男女共同参画のまちを実現するためには、本計画に基づき、男女共同参画に関する施策を着実に推進することが重要です。

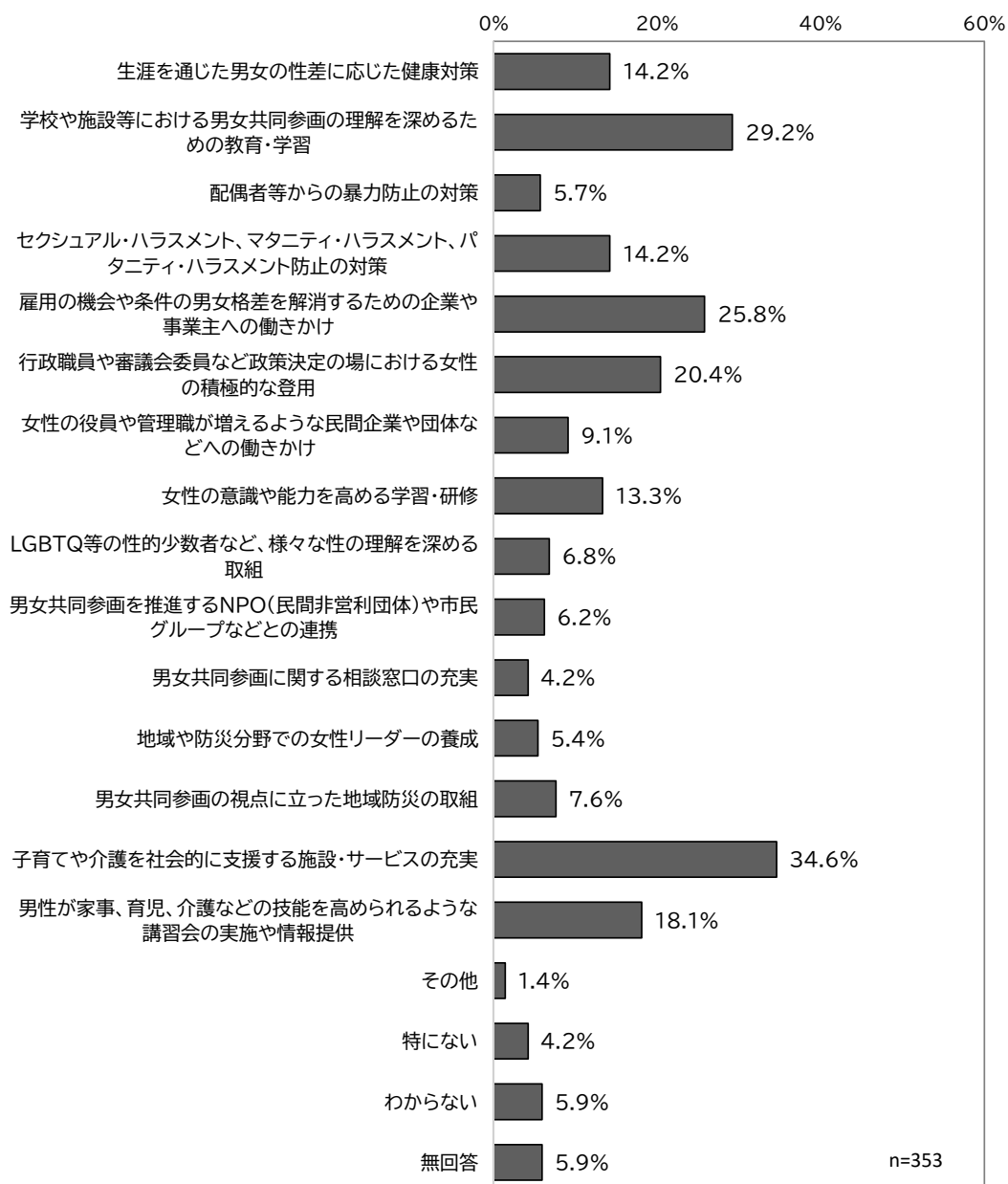
そのためには、行政が中心となり、市民や各関係機関との連携・協力体制を整備する必要があります。

市民意識調査の結果をみると、「男女共同参画社会」の実現に向けて、御所市が今後力をいれて取り組むべきだと思うこととして、「子育てや介護を社会的に支援する施設・サービスの充実」と「学校や施設等における男女共同参画の理解を深めるための教育・学習」と「雇用の機会や条件の男女格差を解消するための企業や事業主への働きかけ」が約3割となっています。

事業所調査の結果をみると、男女が共同して参画することのできる職場づくり推進のために、御所市が注力すべき施策について、「保育サービスの充実」と「高齢者や障がい者へのサービスの充実」が約4割、「女性に対する就業支援」が約3割となっています。

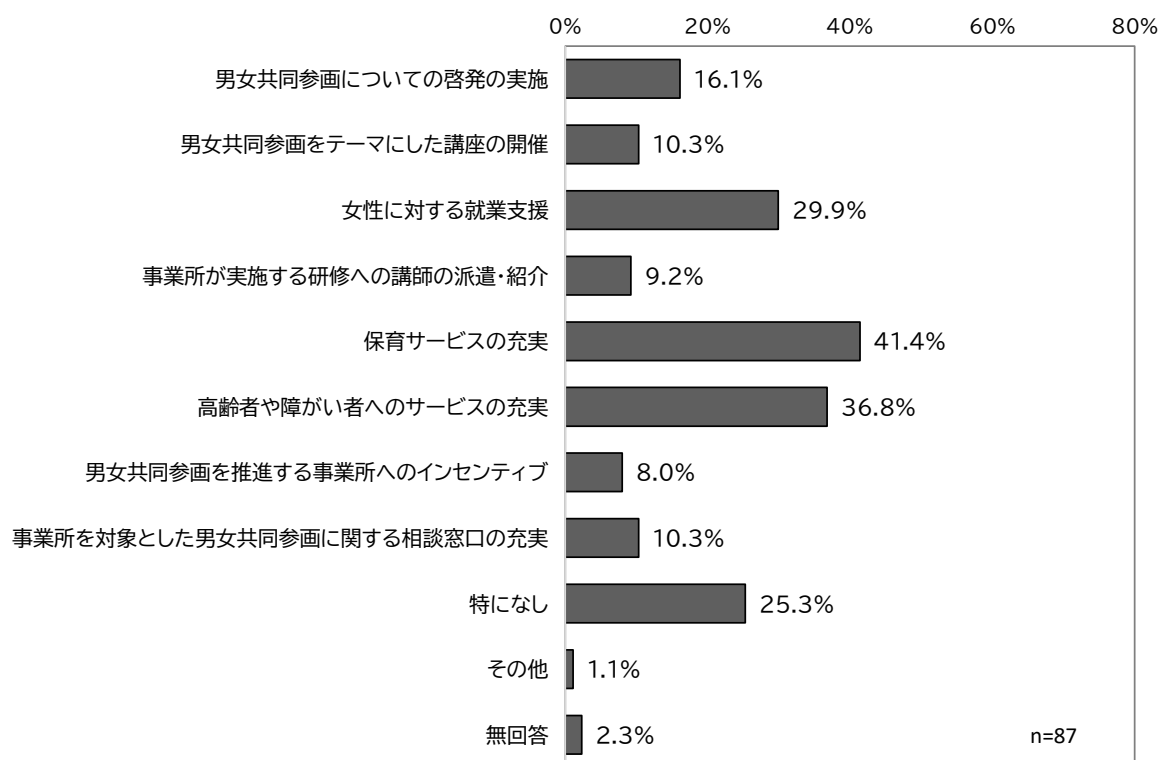
これらのニーズを踏まえて、男女共同参画社会を実現していくための推進体制の確立をめざします。

【「男女共同参画社会」の実現に向けて、御所市が今後力をいれて取り組むべきだと思うこと】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

【男女が共同して参画することのできる職場づくり推進のために、御所市が注力すべき施策】



資料：令和5年度「御所市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」

基本方針1 庁内推進体制の整備

男女共同参画の推進体制の確立に向けて、庁内での推進体制の整備に取り組めます。

■基本施策

①男女共同参画施策を推進する専門部署の強化

No.	具体的施策	担当課
126	■施策の進捗状況の管理 男女共同参画を横断的に進めるため、学識経験者、市民代表等で構成する「男女共同参画審議会」により、施策の進捗状況の管理を行います。	人権施策課

②男女共同参画の庁内体制の確立

No.	具体的施策	担当課
127	■御所市男女共同参画推進委員会の設置 男女共同参画に関する施策を着実に推進し、「御所市男女共同参画推進委員会」を持続的に運営することで、男女共同参画の庁内体制の更なる確立を目指します。	人権施策課

③庁内各部署、国、県との連携強化

No.	具体的施策	担当課
128	■庁内各部署、国、県との連携の強化 男女共同参画社会の形成を進めるために、国、県及び他市町村との連携を深め、積極的な情報の収集、提供、交換に努めるとともに、庁内各部署間での情報の共有化を図ります。	人権施策課

基本方針2 市民等との連携の強化

男女共同参画のまちづくりをめざして、市民グループ等の自主的な活動を支援し、相互の交流を促進し、連携・協力を図ります。

■基本施策

①NGO・NPO等、市民との連携の強化と活動の支援

No.	具体的施策	担当課
129	■市民との連携の強化と活動の支援 各種団体と連携・協力を図る事業を実施する際に、市内にある市民グループ、女性グループ等との連携や協力を図ります。	観光振興課

基本方針3 総合的な相談体制と拠点施設の整備

まちのあらゆる場面において、男女共同参画を推進していくため、男女共同参画に関する相談体制を充実するとともに、積極的な情報提供を行います。また、情報発信、調査、研究などのさまざまな活動の拠点の整備に向けて、取組を進めます。

■基本施策

①男女共同参画に関する相談体制の充実

No.	具体的施策	担当課
130	■男女共同参画に関する相談体制の充実 女性が抱えるさまざまな悩みに応じるため相談窓口を設置するとともに、必要に応じて、女性センター等の機関へつなぎます。	人権施策課 子育て推進課
131	■相談員のスキルアップ 相談内容の多様化に対応するため、各種相談員のスキルアップのための研修の受講を促すとともに、専門的知識を持った相談員の配置を検討します。	人権施策課 子育て推進課

②男女共同参画に関する情報提供の充実

No.	具体的施策	担当課
132	■男女共同参画に関する調査研究・情報提供 男女共同参画に関する情報収集・提供、調査研究を進めます。	人権施策課

③拠点施設の整備と充実

No.	具体的施策	担当課
133	■男女共同参画事業の拠点整備 人権センターを男女共同参画事業の拠点とし、その機能の向上に向けて支援を行います。	人権施策課

2. 施策及び計画の進捗管理

(1) 計画の推進体制

本計画の総合的かつ効果的な推進のため、市内の推進組織である「御所市男女共同参画推進委員会」において、市内での連携体制の強化・充実を図ります。

また、あらゆる場における男女共同参画の実現に向け、市民、事業者、教育関係者などとの連携を図るとともに、国や県などとの協力、他市町村との情報交換にも努めます。

(2) 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクルに基づき、「御所市男女共同参画推進委員会」や「御所市男女共同参画審議会」において、3年目、6年目、9年目に数値目標の達成状況や各施策の進捗状況の把握・点検・見直しを行います。